

佐倉市農業委員会の委員の候補者の推薦の求め及び募集に関する要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、佐倉市農業委員会の委員（以下「委員」という。）の候補者の推薦の求め及び募集について、必要な事項を定めるものとする。

(委員の推薦)

第2条 市長は、法第9条第1項の規定により農業者に対し候補者の推薦を求めるときは、農業者3人以上からの推薦を受けた候補者の推薦を求めるものとする。

(推薦及び募集の手続)

第3条 省令第5条第1項の書類は、法第9条第1項の規定による農業者等による推薦にあっては佐倉市農業委員会委員推薦書（個人推薦用）（別記様式第1号）又は佐倉市農業委員会委員推薦書（団体推薦用）（別記様式第2号）、委員になろうとする者の募集にあっては佐倉市農業委員会委員応募書（別記様式第3号）とする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。